

消防団員になつて

地域のために

活動しよう



「地域のために、何かしてみたい」、「人の役に立つことをしてみたい」、「でもどうやつたらいいだろう」と思つている皆さん、消防団ではそんな皆さんを大歓迎しています。

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛の精神に基づき、地域の安全を守るために活躍している人の集まりです。火災などの災害時は消防署と一体となつて、迅速に消防・救出活動を行い、災害からまちと住民を守るという重要な役割を担っています。

問合せ 総務課消防団担当
☎62-1230 内線204

要な組織です。
皆さんの消防団への入団をお待ちしています。

消防団って？

消防団は、市町村が設置する機関で、消防本部、消防署と協力して消防活動を行います。

団員の身分は特別職の地方公務員とされ、報酬が支給されます。また、活動中のケガなどに対する補償があり、5年以上勤務した団員には退職金も支給されます。

春季全国火災予防運動 3月1日(月)～7日(日)

3つの習慣・4つの対策を心がけましょう。
「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- にげ遅れを防ぐために、住宅用の火災報知器を設置しましょう。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

4つの対策

(国民年金のお知らせ)

年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給権者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで支払われますが、受け取るために請求が必要です。請求ができるのは、亡くなつたかたと生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母など）のかたです。※遺族給付を請求できる場合もあります。

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6561
町民生活課保険年金担当
☎62-1230 内線104

(国民年金のお知らせ)

電話相談窓口のご案内

年金に関する電話でのご相談は、「埼玉国民年金電話相談センター」と「ねんきんダイヤル」でお受けします。

◆資格・免除・保険料などについて

埼玉県国民年金電話相談センター ☎27-6561

◆給付・請求手続きなどについて

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165 (全国共通電話番号)

☎03-6700-1165 (I P 電話・P H S)

※「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターなどのうち、回線の空いているところにつなぎます。通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかる市内通話料金でご利用いただけます。